

発寒清掃工場更新事業 実施方針

2026 年 9 月 1 日

札幌市

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 事業の選定に関する事項.....	3
1 事業内容に関する事項.....	3
第3章 事業者の募集および選定に関する事項.....	7
1 事業者の募集および選定方法.....	7
2 事業者の募集および選定の手順.....	8
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	10
4 審査および選定に関する事項.....	14
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
1 基本的考え方.....	15
2 予想されるリスクと責任分担.....	15
3 事業の実施状況のモニタリング.....	15
第5章 公共施設等の立地並びに規模および概要に関する事項.....	16
1 公共施設等の立地に関する事項.....	16
2 施設の規模および概要.....	16
第6章 事業計画または建設工事請負契約の解釈について疑義の生じた場合における措置 に関する事項.....	17
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	18
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 その他.....	18
第8章 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項.....	19
1 法制上および税制上の措置に関する事項.....	19
2 財政上および金融上の支援に関する事項.....	19
3 その他.....	19
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	20
1 議会の議決.....	20
2 情報公開および情報提供.....	20
3 使用する言語、単位等.....	20
4 応募に伴う費用.....	20
5 実施方針等に関する問合せ先.....	20

第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
本事業	「発寒清掃工場更新事業」のことで、主に、新施設の設計・建設業務および現施設の解体設計・解体撤去業務を指す。
事業実施区域	本事業を実施する敷地をいい、新施設更新場所および現施設敷地を合わせた範囲をいう。（リサイクル保管庫の敷地を含む。）
新施設	本事業で設置する工場棟、プラント設備、計量棟、煙突、油庫、ランプウェイ、場内道路、駐車場、発寒破碎工場と接続する共同溝、外構等を含んだ全体をいう。なお、管理棟を新工場棟と別棟とする場合は、管理棟を含む。
現施設	現在稼働中の工場棟、プラント設備、計量棟、煙突、油庫、ランプウェイ、場内道路、駐車場、発寒破碎工場と接続する共同溝、外構等を含む全体をいう。
D B 方式	公共が資金調達および施設を所有し、施設の設計・建設を事業者に委託する事業方式をいう。
事業者	落札者として本事業を実施するため、本市と建設工事請負契約を締結する者をいう。
本市	札幌市をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、新施設の設計・建設に係る業務をいい、当該業務の履行に必要な現施設の一部撤去を含む。
解体設計・解体撤去工事業務	本事業のうち、現施設の解体設計・解体撤去工事に係る業務をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
建設工事請負契約	新施設の設計・建設業務および現施設の解体設計・解体撤去工事業務に係る本市と事業者で締結される発寒清掃工場更新事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
構成員	入札参加者を構成する個別の企業をいう。また、本事業の入札および契約事務の経過に応じ、落札者または事業者を構成する個別の企業をいうものとする。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
事業期間	設計・建設業務および解体設計・解体撤去工事業務を行う約 12 年間をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「発寒清掃工場更新事業要求水準書」をいう。

用語	定義
実施方針等	本実施方針、発寒清掃工場更新事業要求水準書（案）、その他これらに付属または関連する書類を総称してまたは個別にいう。
入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、建設工事請負契約書（案）、リスク管理方針書（案）、その他これらに付属または関連する書類を総称してまたは個別にいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「発寒清掃工場更新事業入札説明書」をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「発寒清掃工場更新事業落札者決定基準」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「発寒清掃工場更新事業様式集」をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「発寒清掃工場更新事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独または企業グループをいう。
処理対象物	受入対象物のうち、処理困難物および処理不適物を除いたものを総称していう。
受入対象物	本市、石狩市および当別町から排出されるごみのうち、収集車両、地域清掃車両、許可業者車両、自己搬入車両等が新施設に直接搬入する搬入物を総称していう。具体的には、産業廃棄物や排出禁止物、請負工事から出たごみなど市で取り扱わないごみに加え、最終処分場に搬入すべきごみ（ガラス・せともの・石・コンクリート等）を除く、すべての搬入物（ごみ）をいう。
処理困難物	一般廃棄物として本市では収集しないごみを総称していう。また、ガラス、せともの、石、コンクリート等、最終処分場に搬入すべきごみについても処理困難物に含む。
処理不適物	焼却処理等に適さないものまたは設備に不具合が発生するものを総称していう。

第2章 事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

発寒清掃工場更新事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

札幌市長 秋元 克広

(4) 事業予定地

北海道札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 2－1 ほか

(旧西清掃事務所跡地、廃止市道敷地および現施設敷地 下図に事業実施区域を示す。)

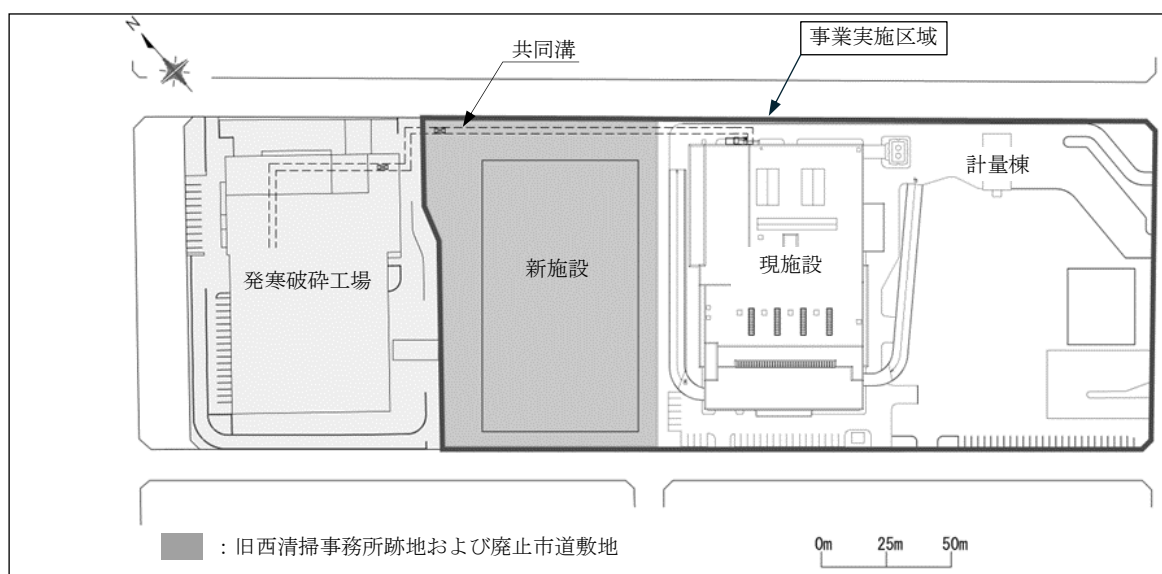


図 事業実施区域

(5) 事業の目的

本事業は、発寒清掃工場の更新施設である新清掃工場の設計・建設および現施設の解体設計・解体撤去工事を、DB（Design：設計、Build：建設）方式により実施し、事業者のノウハウを活用することで、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収、エネルギー回収を推進することを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施区域に新施設を建設し、現施設の解体を行うものである。

本事業の概要は以下に示すとおりである。

- (a) 設計・建設業務
- (b) 解体設計・解体撤去工事業務

イ 事業方式

本事業はDB方式により実施する。

本市は本事業に係る資金を調達する。なお、新施設は完成後、本市が所有する。また、本事業は循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

落札者は、事業者として、設計・建設業務および解体設計・解体撤去工事業務を一括して行うものとする。

ウ 契約の形態

本市は、設計・建設業務および解体設計・解体撤去工事業務を一括で発注するに当たって、事業者との間で本事業に係る建設工事請負契約を締結する。なお、構成員が複数の場合、事業者は1者を代表企業と定め、全ての構成員で組織する特定建設工事共同企業体を組成すること。

上記については、別紙1を参照すること。

エ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

(a) 事業期間

建設工事請負契約締結日から約12年間とする。

(b) 設計・建設業務期間

建設工事請負契約締結日から令和16年（2034年）9月頃とする。

(c) 解体設計・解体撤去工事業務期間

令和16年（2034年）10月頃から令和22年（2040年）3月頃とする。

※循環型社会形成推進交付金の対象となる建設工事の着手は、令和11年（2029年）4月以降かつ循環型社会形成推進交付金の内示後とすること。

オ 事業スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-----------------|
| (a) 実施方針等の公表 | 令和8年（2026年）9月1日 |
| (b) 入札公告 | 令和9年（2027年）4月上旬 |
| (c) 提案書提出 | 令和9年（2027年）9月下旬 |
| (d) 落札者の決定 | 令和9年（2027年）11月 |
| (e) 仮契約の締結 | 令和9年（2027年）11月 |
| (f) 本契約の締結 | 令和10年（2028年）3月 |
| (g) 設計・建設業務着手 | 令和10年（2028年）4月 |
| (h) 新施設の竣工および引渡し | 令和16年（2034年）9月 |
| (i) 新施設の供用開始 | 令和16年（2034年）10月 |

- (j) 現施設解体撤去工事完了 令和 22 年（2040 年）3 月
(k) 契約終了 令和 22 年（2040 年）3 月 31 日

カ 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等、本市が実施する業務に対して協力する。

(a) 設計・建設業務

- ① 事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき設計・建設業務を行う。また、当該業務において必要な許認可の取得を行う。
- ② 設計・建設業務の範囲は、土木建築工事、機械設備工事、電気計装設備工事等の実施設計および工事の施工とし、新施設の整備に必要なものすべてを含む。
- ③ 設計・建設業務の業務範囲の詳細は、今後公表する入札説明書等に示すこととする。
- ④ 事業者は、新施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分およびその他の関連する事項、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き、プラント設備の試運転および引渡性能試験、長寿命化計画（施設保全計画）の策定および工事中の住民対応等の各種関連業務について手続に伴う費用負担を含め行うものとする。

(b) 解体設計・解体撤去工事業務

- ① 事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、解体設計・解体撤去工事業務を行う。
- ② 事業者は、当該業務において、調整が必要な関係機関と協議し、必要な届出等を作成、提出するとともに解体撤去工事中の住民対応等を実施する。

キ 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(a) 用地の確保

本市は、新施設を建設するための更新場所を確保する。

(b) 環境影響評価の実施

本市は、環境影響評価手続きを実施する。

なお、事業者は、「環境影響評価書」の内容を遵守すること。

(c) 本事業のモニタリング

本市は、事業者が実施する新施設の設計・建設および現施設の解体設計・解体撤去工事について、定期的にモニタリングを行う。

(d) 市民への対応

本市は、市民からの意見や苦情に対する対応および市民に対する情報提供を事業者と連携して行う。

(e) 本事業に必要な手続き

本市は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金等の申請、施設設置の届出等、事業者では対応できない各種行政手続を行う。

ク 事業者の収入（本市からの支払分）

（a）設計・建設業務に係る対価

本市は、設計・建設業務に係る対価を事業者に支払う。

（b）解体設計・解体撤去工事業務に係る対価

本市は、解体設計・解体撤去工事業務に係る対価を事業者に支払う。

ケ 法令等の遵守

本市および事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則および要綱等を遵守しなければならない。

第3章 事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者の募集および選定方法

本市は本事業への参加を希望する者を広く公募し、透明性および公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業は、「WTO政府調達協定」（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定および平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集および選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時期	内容
令和8年（2026年）9月1日（火）	実施方針等の公表
令和8年（2026年） 9月1日（火）～9月24日（木）	実施方針等に関する質問の受付
令和8年（2026年）10月19日（月）	実施方針等に関する質問の回答
令和9年（2027年）4月上旬	入札公告
令和9年（2027年）4月上旬	入札説明書等(入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、 様式集、建設工事請負契約書(案)、リスク管理方針書(案)) の公表
令和9年（2027年）4月中旬	現地見学会
令和9年（2027年）4月末	入札説明書等に関する質問受付(第1回)
令和9年（2027年）5月中旬	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
令和9年（2027年）5月下旬	参加表明書および資格審査申請書類の受付
令和9年（2027年）6月上旬	資格審査結果の通知
令和9年（2027年）6月上旬	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和9年（2027年）6月中旬	対面的対話の実施
令和9年（2027年）7月中旬	入札説明書等に関する質問受付(第2回)
令和9年（2027年）8月上旬	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和9年（2027年）9月	入札提案書類の受付
令和9年（2027年）11月	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和9年（2027年）11月	審査結果通知および結果の公表落札者の決定および公表
令和9年（2027年）11月	建設工事請負契約 仮契約締結
令和10年（2028年）3月	建設工事請負契約締結

(2) 入札手続き等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日（火）～令和 8 年（2026 年）9 月 24 日（木）午後 5 時まで

(b) 提出方法等

① 提出先

札幌市環境局環境事業部施設管理課

② 提出方法

実施方針等に対する質問・意見書（様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、E-mail により提出することとする。なお、質問・意見書のデータは MS・Excel 形式で作成することとする。

③ 電子メールアドレス

seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp

(c) 回答方法

実施方針等に関する質問への回答は、令和 8 年（2026 年）10 月 19 日（月）に本市のホームページにて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

イ 入札公告および入札説明書等の公表

本市は、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和 9 年（2027 年）4 月上旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

ウ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を令和 9 年（2027 年）4 月中旬に開催する。なお、具体的な日程等の詳細については入札説明書等に示す。

エ 入札説明書等に関する質問の受付および回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

オ 参加資格申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等、資格審査に必要な書類の提出を令和 9 年（2027 年）5 月下旬に求める。なお、資格審査の結果は令和 9 年（2027 年）6 月上旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期および必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

本市は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を令和 9 年

(2027 年) 6 月中旬に予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類（入札書および技術提案書）の受付

本事業に関する入札書および技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和 9 年（2027 年）9 月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期および提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。なお、入札においては、入札公告日をサービス対価改定の基準日とすることに留意すること。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、発寒清掃工場更新事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、最優秀提案者を本事業を実施する落札者として決定し、入札参加者には、令和 9 年（2027 年）11 月に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員で構成されるものとし、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、入札参加者は、参加表明時に全ての構成員の企業名を表明しなければならない。
- イ 入札参加者の構成員数の上限は、設定しないものとする。ただし、それぞれの構成員は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ウ 入札参加者は、「第 3 章 3（2）イ新施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。なお、代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- オ 入札参加者の構成員が、他の入札参加者の構成員となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合および入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員に対しても適用する。
- カ 入札参加者の構成員のいずれかと、「財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社および子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

キ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者は、本事業の設計・建設業務および解体設計・解体撤去工事業務を行う者として、以下のア、イおよびウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 新施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち新施設の建築物の設計・建設を行う者は、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (c) 建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (d) 札幌市競争入札参加資格者名簿(工事)に工種「建築」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

① 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)

電話 011-211-2152

② 申請に必要な書類の入手方法

上記①の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (e) ダイオキシン類の排出規制が強化された2002年12月1日以降に稼動した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事实績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

イ 新施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち新施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。また、当該要件を全て満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法の規定による清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (c) 札幌市競争入札参加資格者名簿(工事)に工種「機械設備」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,200点以上であること。なお、名簿に登録さ

れていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、ア(d)①②と同様に申請する必要がある。

- (d) ダイオキシン類の排出規制が強化された2002年12月1日以降に稼働した、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設であり、次の要件を満たす、プラント設備に係る設計・建設工事の受注実績を元請として有すること。

- ① ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（施設規模1炉あたり100t/日以上かつ複数炉構成とし、焼却処理方式をストーカ式、事業方式をDB方式またはDBO方式とする。）の実績を有すること。

ウ 現施設の解体設計・解体撤去工事を行う者の要件

入札参加者のうち現施設の解体設計・解体撤去工事を行う者は、少なくとも1者が次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による解体工事または建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建築物の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (c) 札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）に工種「建築」で登録しており、登録の際に客観的事項について算定された点数が1,000点以上であること。なお、名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、ア(d)①②と同様に申請する必要がある。
- (d) 鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ1棟の延べ床面積が10,000㎡以上の建物の解体工事を元請として施工した実績を有すること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者。

- (a) 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員

またはその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

- (b) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- (d) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (e) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、または申立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社である者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 国税または地方税を滞納している者。

シ 本市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託している者およびその者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、実施方針等において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市のアドバイザリー業務を行う者および提携関係にある者は以下のとおりである。

- (a) 株式会社建設技術研究所
- (b) シリウス総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3か月以内とする。

イ 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成員のいずれかが参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠いた場合であって、当該入札参加者のうち参加資格を欠いた構成員に代わって参加資格を有する構成員を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格要件を欠いた日とする。

ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成員のいずれかが参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から

除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、本市と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。

- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員のいずれかが参加資格要件を欠いた場合、または、ア～ウの参加資格要件を欠いた事実が判明した場合、本市は、落札者と建設工事請負契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担をしないものとする。

4 審査および選定に関する事項

(1) 委員会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者等で構成する委員会を設置する。

(2) 審査の手順および方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案として選定する。本市は、委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。事業者が本市に提出または提示した技術提案書、説明資料、図面、イラスト、写真その他の資料について、本市は、住民説明会、議会説明その他本市の事業に関する説明または周知を目的とする用途に限り、無償で使用するものとする。ただし、事業者が提示した資料のうち、事業者があらかじめ書面により非公開と指定した技術情報、ノウハウまたは営業秘密については、この限りでない。

契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、新施設の設計・建設および現施設の解体設計・解体撤去工事の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび本市と事業者との責任分担は、原則として、別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、建設工事請負契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する新施設の設計・建設および現施設の解体設計・解体撤去工事について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、建設工事請負契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する新施設の設計・建設および現施設の解体設計・解体撤去工事に係るサービスが建設工事請負契約に定める水準に達していないと疑義がある場合は、本市が事業者に対し契約不適合確認試験を行わせる。その結果、契約不適合が確認された場合、事業者の責任のもとで追完を行う。また、契約不適合が確認され、本市が損害を受けた場合は事業者がその損害を賠償する。

第5章 公共施設等の立地並びに規模および概要に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

所在地	北海道札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 2-1 ほか
(1) 敷地面積（事業実施区域面積）	約 35,000m ²
(2) 都市計画事項	
ア 都市計画施設	札幌圏都市計画ごみ焼却場（第 1 清掃工場）
イ 用途地域	工業専用地域
ウ 建ぺい率	60%以下
エ 容積率	200%以下
オ 特別用途地区	指定なし
カ 高度利用地区	指定なし
キ 防火地域	規制なし
ク 緑化率	緑地 20%以上かつ環境施設 25%以上（緑地を含む）等
ケ 景観計画区域	景観計画区域内
コ 緑保全創出地域	業務系市街地

2 施設の規模および概要

施設の種類	概 要	
焼却施設	処理対象物	燃やせるごみ、破碎施設からの破碎残さほか
	処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
	処理能力	640t/日（320t/日×2 炉）

※新施設は石狩市・当別町の可燃ごみを受け入れる予定である。

第6章 事業計画または建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または建設工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合、建設工事請負契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、建設工事請負契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、建設工事請負契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、建設工事請負契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、建設工事請負契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は建設工事請負契約を解除することができる。
- (3) (1) および (2) により本市が建設工事請負契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は建設工事請負契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が建設工事請負契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市および事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市および事業者は、建設工事請負契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、建設工事請負契約に定める。

第8章 法制上および税制上の措置並びに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置に関する事項

本事業に関して事業者への法制上および税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上および金融上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への財政上および金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助および出資等の支援は行わない。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定および建設工事請負契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開および情報提供

札幌市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 使用する言語、単位等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 課：札幌市環境局環境事業部施設管理課
所 在 地：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
T E L：011-211-2922
電 子 メール：seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp

札幌市長 秋元 克広 あて

実施方針等に対する質問・意見書

「発寒清掃工場更新事業」の実施方針等について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	

(1) 実施方針等に対する質問

								総質問数	問
No.	資料名	頁	大項目 (章)	中項目	小項目	細目	項目名	内容	
1	実施方針	3	第 2 章	1	(6)	カ(a)①	事業の目的		

(2) 実施方針等に対する意見

								総意見数	問
No.	資料名	頁	大項目 (章)	中項目	小項目	細目	項目名	内容	
1	実施方針	3	第 2 章	1	(6)	ア(a)	事業の内容		

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No.」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No.」欄および「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：項目名の欄には、小項目名を記載すること。小項目がない場合は、中項目名を記載すること。

※4：本様式のファイルは、札幌市ホームページよりダウンロードすることができる。

ホームページアドレス

https://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/jigyosha_sentei/jisshihoshin.html

別紙1 (第2章1(6)ウ 関係)

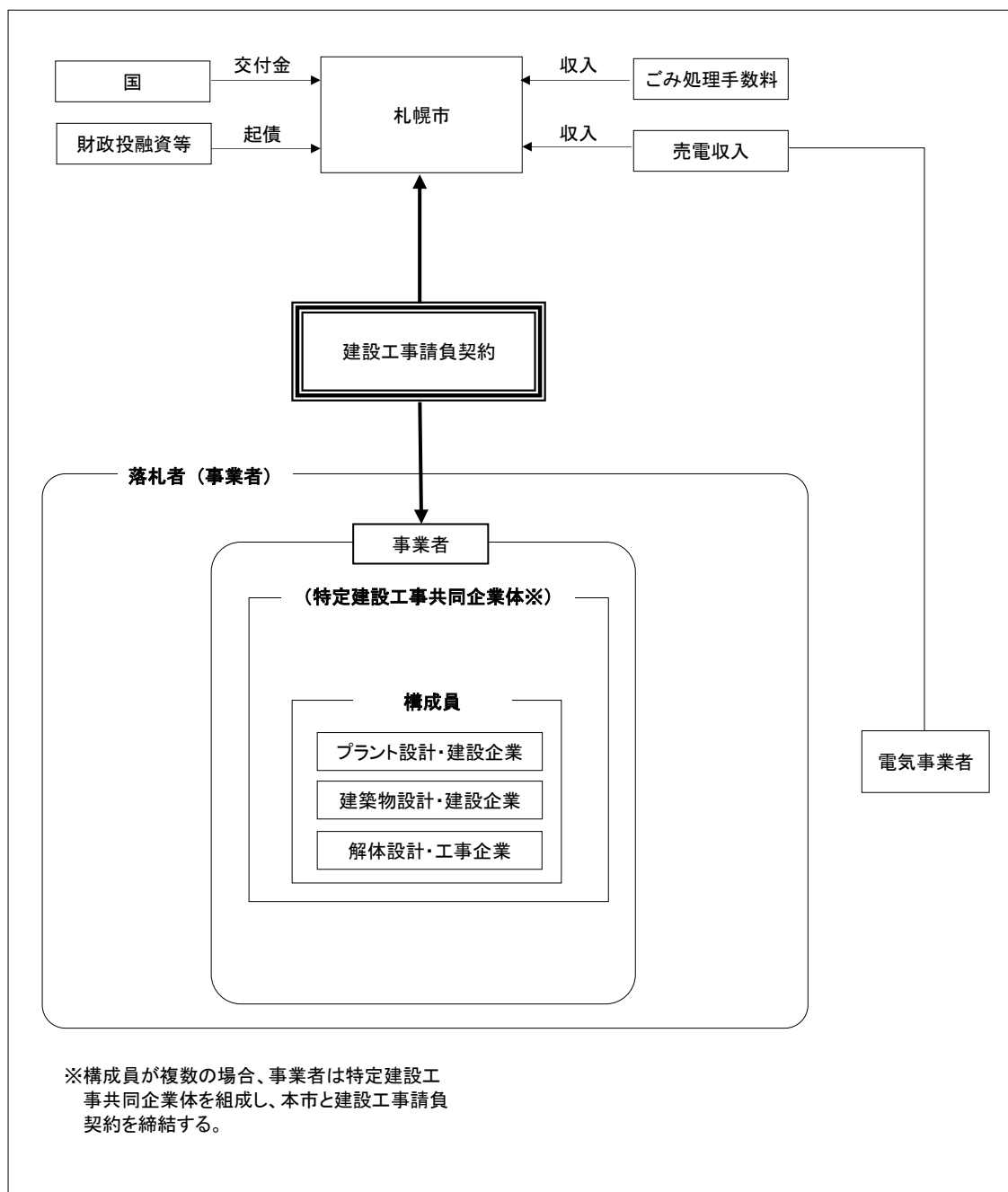


表 予想されるリスクと責任分担について

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
1	共通	計画変更	事業計画の変更および入札説明書等の誤りに関するもの	○	
2		資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
3			交付金の見込み違いによるもの	○	
4			事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
5			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、または交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
6		契約締結	本市の事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
7			事業者の事由により、本市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
8		政策変更	本市に関わる政策の変更(本事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
9		法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
10			上記以外の法令等の新設・変更		○
11		許認可取得	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
12			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
13		第三者賠償	設計・建設・解体撤去工事にかかる調査・工事による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
14			事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
15		住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
16			事業者が行う調査・設計・工事に関わる住民反対運動、訴訟		○
17		周辺環境の保全	事業者に起因する環境の破壊		○
18		債務不履行	本市による債務不履行	○	
19			事業者による債務不履行		○
20		事業破綻	事業者の財務に関するもの		○
21		土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
22		物価変動	事業期間中の物価変動	○	△ ¹
23		不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△ ²
24	計画設計	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
25			事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
26		設計変更	本市の指示の不備、変更によるもの	○	
27			事業者の判断の不備によるもの		○
28		応募	提案書作成の費用負担		○
29		用地確保	事業実施区域の用地確保に関するもの	○	
30	建設	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
31			事業者に起因する工事遅延によるもの		○
32		建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
			上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
33		施工管理（工事による一般的損害）	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
34	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○	

No.	段階	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
35		提案内容の未達	提案内容の未達		○
36		施設損傷	工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
37	解体	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
38			事業者に起因する工事遅延によるもの		○
39		建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
40			上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の工事費の増大		○
41		施工管理（工事による一般的損害）	施工管理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
42		要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
43		提案内容の未達	提案内容の未達		○
44		施設損傷	新施設や周辺施設に関して生じた損害		○

※○：主分担 △：副分担

注記（△（副分担）の説明）

△¹ 物価変動については、一定程度（建設工事請負契約約款によるものとする。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

△² 不可抗力における費用負担については、一定程度（建設工事請負契約約款によるものとする。）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。